

令和4年9月1日

## 社会福祉法人 淡路島福社会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が仕事と育児を両立し、就業継続しやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. （計画期間） 平成30年9月1日 から 令和5年8月31日 までの5年間
2. （目標） 女性職員の育児休業取得率85%以上を目標に職場環境の整備を実施する

### <対策>

- ・産前後及び育児休業に関する制度や支援策についての情報提供、また、就業規則等法人内規程の周知徹底を行う。
- ・育児休業中の職員に対し、広報の送付や行事案内等、職場情報の提供を行うと共に復職に向けての不安や働き方の相談の受付等、復職に向けてのバックアップの実施。
- ・育児休業からの復帰者を部下に持つ管理職を対象とした、適切な職場マネジメント等のセミナー受講。

### 3. 情報公開項目

- ・採用者に占める女性労働者の割合

	全体	正規職員	契約職員	準職員	パートタイム
平成29年度	68.5%	60.0%	—	28.6%	76.2%
平成30年度	72.9%	66.7%	—	66.7%	77.1%
令和元年度	69.8%	71.4%	69.4%	—	—
令和2年度	84.6%	66.6%	85.7%	—	—
令和3年度	71.7%	50.0%	75.8%	—	—

・職員数に占める女性の割合

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
69.2%	68.8%	69.7%	68.1%	69.2%

・管理職に占める女性の割合

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%

・男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	備考
全体	71.9%	通勤手当を除く
正規職員	84.2%	
契約職員	93.1%	

対象期間：令和 3 年度事業年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

・男女の賃金の差異（職員の賃金を一時間あたりの額に換算し比較した場合）

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	備考
全体	89.1%	通勤手当を除く
正規職員	87.0%	
契約職員	111.9%	

対象期間：令和 3 年度事業年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）